

本別紙は、2024年6月以降にモチベーションクラウド エンゲージメント（旧名称：モチベーションクラウド）をご契約いただいたお客様に対して適用されるものです。

モチベーションクラウド シェアリング利用に関する別紙

モチベーションクラウド シェアリング利用に関する別紙（以下「本別紙」という）は、株式会社リンクアンドモチベーション（以下「当社」という）が提供するモチベーションクラウド エンゲージメント（以下「MCE」という）に付随して提供されるモチベーションクラウド シェアリングの利用条件を定めたものである。本別紙で用いられる語句の定義は、本別紙において別途定義されない限り、モチベーションクラウド エンゲージメント規約（以下「原契約」という）に従うものとする。

第1条（用語の定義）

本別紙に用いる語句の定義は以下のとおりとする。

- 「モチベーションクラウド シェアリング」（以下「MCS」という）とは、コミュニケーション力を高め、組織を強化するためのクラウドシステム及びこれに付随して当社が提供するサービスをいう。なお、MCSは原契約にて規定される「本サービス」に含まれるものとする。
- 「ユーザー」とは、利用者の従業員のうち、利用者の管理のもと MCS を使用することを許諾され、利用者によって MCS の使用者として設定された者をいう。
- 「コンテンツ」とは、文字、音声、静止画、動画等の様態を問わず、当社または利用者が MCS に投稿する情報をいう。

第2条（MCSの利用における確認事項）

利用者は、MCSの利用にあたり、以下の事項を確認、承諾する。

- MCS が、MCEにおいて診断したエンゲージメントスコアの改善をサポートするツールの一つであることに鑑み、利用者が利用する範囲における MCE の情報が MCS に連携されること。
- MCS を利用することによって得られる効果（エンゲージメントスコアの数値改善を含むが、これに限らない）には企業により差があり、当社は当該効果を保証するものではなく、利用者は、MCS を自己の責任において利用すること。
- 原契約第6条の定めに従い、MCS のサービス提供の一部が当社の子会社（議決権の 100% を有する子会社）である株式会社リンクソーシュールその他の子会社に委託されること。

第3条（利用者作成コンテンツの権利の帰属、保証）

- 利用者が自ら作成して MCS に投稿したコンテンツ（以下「利用者作成コンテンツ」という）の著作権その他一切の知的財産権は、利用者に帰属するものとする。ただし、利用者作成コンテンツに当社が提供するコンテンツが含まれる場合、当社提供コンテンツの著作権は当社に留保され、利用者による利用条件は原契約第13条第1項ただし書きの規定に従うものとする。
- 利用者は、利用者作成コンテンツについて、自らが適法な権利を有していること、及び第三者の権利を侵害していないことを保証するものとする。万一、利用者作成コンテンツについて、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は自らの責任と負担において当該問題の解決に当たるものとする。
- 利用者は、利用者作成コンテンツに、法令に違反する内容、公序良俗に反する内容を包含してはならない。

第4条（コンテンツの取扱い）

- 当社は、本サービスを提供する目的の範囲内に限り、コンテンツの内容及び利用者による MCS の利用状況（ユーザーのリアクション等を含むが、これに限らない）を、閲覧・分析することができるものとする。ただし別段の定めがある場合はこの限りでない。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、MCS の利用状況について、利用者及びその従業員を識別、特定できない形式で、本サービスの妥当性、信頼性及び傾向の分析、公表等を目的として利用することが

本別紙は、2024年6月以降にモチベーションクラウド エンゲージメント（旧名称：モチベーションクラウド）をご契約いただいたお客様に対して適用されるものです。

できるものとする。

- 当社は、利用者からの要請または事前の承諾がない限り、利用者作成コンテンツの改変、削除等を行わないものとする。ただし、本システムの障害の解消、セキュリティの確保等、MCSの安定的運営に必要であると当社が判断した場合はこの限りでない。
- 当社は、当社の責に帰すべき事由によらずして、コンテンツの毀損、改ざん等が発生した場合、当該コンテンツを復元する義務を負わないものとする。
- 当社は、利用者が原契約第21条第1項ただし書きまたは同条第2項ただし書きに基づき本契約を解約した場合、あるいは原契約第18条第1項または同条第2項に基づき本契約を解除した場合、コンテンツを、解約日または解除日より90日間保持するものとし、当該期間を経過した場合は削除するものとする。このとき、当社は当該コンテンツのバックアップ等を、利用者に引き渡す義務を負わない。

第5条 (禁止事項)

利用者（ユーザーを含む。以下、本条において同じ）は、以下の各号に該当する事項を遵守するものとする。

- MCSの知的財産権、ノウハウ等を用いて、Web社内報等のMCSと類似のサービス開発、提供を行わないこと
- MCSで利用するサーバー機器や各種ネットワーク設備等（以下、総称して「サービス設備」という）に悪影響を与える可能性のある一切のプログラムを使用しないこと
- サービス設備への不正アクセス、また、サービス設備上に保存されたデータを不正に編集、削除する行為をしないこと
- コンピューターウィルス等の有害なプログラム等の掲載をしないこと
- サービス設備に過度な負荷をかける行為をしないこと
- MCSの利用を通じた嫌がらせ、スパム送信行為等、第三者に迷惑をかけるおそれがあると当社が判断する行為をしないこと
- MCSの安定的運営に必要であるとの判断に基づく、当社からの指示に従うこと
- その他、前各号に準じて、当社が不適切と判断する行為、及び当社の利益に反すると合理的に認められる一切の行為をしないこと

第6条 (本別紙の変更)

当社は、必要に応じて、本別紙の内容を変更することができるものとする。変更にあたっては、原契約第22条に従うものとする。

第7条 (契約終了後の存続規定)

本契約終了後においても、第3条乃至第5条、及び第8条の規定は、なお有効なものとして存続するものとする。

第8条 (優先関係)

本別紙に定めのない事項は、原契約に従うものとする。ただし、本別紙と原契約に矛盾が生じた場合、本別紙の定めが優先して適用されるものとする。

(注)

2024年6月1日 策定

2025年3月10日 改定